

入札説明書

売却内容等件名 広島市中工場で発生する余剰電力

公 告 日 平成31年 1月16日

上記に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

広島市環境局施設部中工場

項目及び構成

- 1 契約者
- 2 契約担当部局
- 3 売却内容
- 4 競争入札参加資格
- 5 競争入札参加資格確認申請書の提出
- 6 競争入札参加資格確認の通知
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 8 契約条項を示す場所
- 9 入札の方法
- 10 開札
- 11 その他

別 添	契約書（案）	
	仕様書	
	予定余剰電力量及び実績	
	平成28年度	月別余剰電力計画値
	平成29年度	月別余剰電力計画値
	平成30年度	月別余剰電力計画値
	平成31年度	月別余剰電力計画値
	平成28年度	月別余剰電力実績値
	平成29年度	月別余剰電力実績値
	平成30年度	月別余剰電力実績値
	焼却炉運転計画	
	入札書(指定様式)	様式 1
	入札書(指定様式)	様式 2
	入札附属書	様式 3
	入札附属書	様式 4
	委任状	
	仕様書に関する質問書（指定様式）	
	競争入札参加資格確認申請書	
	入札書等の提出について	

1 契約者

広島市

2 契約担当部局

〒730-0826

広島市中区南吉島一丁目5番1号

広島市環境局施設部中工場

電話082-249-8517（直通）

3 売却内容

(1) 売却等件名

広島市中工場で発生する余剰電力

(2) 数量

※再生可能エネルギー電気特定卸供給制度の利用を希望する場合の電力量	
25,977,600 kWh	
非再生可能エネルギー余剰電力量	12,469,250 kWh
卸供給制度に係る 再生可能エネルギー余剰電力量	13,508,350 kWh
※再生可能エネルギー電気特定卸供給制度の利用を希望しない場合の電力量	
12,469,248 kWh	
非再生可能エネルギー余剰電力量	12,469,250 kWh

(3) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

(4) 契約期間

契約締結の日から平成32年3月31日まで

(5) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(6) 履行場所

広島市環境局施設部中工場

広島市中区南吉島一丁目5番1号

4 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「平成29・30・31年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「16-01 電力供給」に登録している者であること。

- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止の措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 広島市に対する金銭債務の履行遅滞がない者であること。
- (6) 次に掲げる事項を証明した者であること。

平成25年4月1日以降に履行を開始した、1つの履行期間が1年以上の、種類及び規模を同じくする契約の履行実績を有している者であること。ただし、種類及び規模を同じくする契約とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上の一般廃棄物処理施設で発生する電力の売電契約で、余剰電力量が6,200,000kWh以上のものとする。
- (7) 営業を行う上で法令上許可、認可等を必要とする登録種目にあつては、その許可、認可等を受けていること。

5 競争入札参加資格確認申請書の提出

本件入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書の交付方法

競争入札参加資格確認申請書は、広島市ホームページ (<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のトップページの「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」→「入札、見積情報」→「調達情報公開システムに掲載されない入札・見積情報」→「平成31年度案件（市長部局）」（以下、同じ。）からダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により交付する。

ア 配布期間

入札公告の日から平成31年2月5日（火）までの広島市の休日を定める条例（平成3年条例第49条）第1条第1項の各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」という。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 配布場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出方法

ア 提出期間

前記5(1)アに同じ。

イ 提出場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

ウ 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便に限る。）又は持参。なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限日の午後5時までに必着させること。

6 競争入札参加資格確認の通知

競争入札参加資格確認申請書を提出し、本件入札の参加資格を有すると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格を有する者であると認められた者が、前記4の各号いずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失する。

8 契約条項を示す場所

(1) 契約条項を示す場所

広島市のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から平成31年2月12日（火）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 交付場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

広島市のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(3) 仕様書に関する質問

ア 仕様書に関する質問がある場合は、次により、仕様書に関する質問書を提出すること。なお、仕様書に関する質問書は、広島市のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(ア) 提出期間

入札公告の日から平成31年1月30日（水）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(イ) 提出場所及び問合せ先

前記2（契約担当部局）に同じ。

(ウ) 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便）又は持参とする。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以後において、次のとおり閲覧に供する方法で回答する。

(ア) 閲覧期間

平成31年1月17日（木）から平成31年2月12日（火）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(イ) 閲覧場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

9 入札の方法

(1) 入札書の提出場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

(2) 入札書及び入札附属書の提出期限

平成31年2月12日（火）の午後5時までに提出すること。

郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、平成31年2月12日（火）の午後5時までに必着させること。（別添「入札書等の提出について」を参照）

(3) 入札書及び入札附属書の作成方法等

ア 本件契約にあたっては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第17条第1項第2号に規定する制度（以下「卸供給制度」という。）の利用が可能である。卸供給制度の利用の可否により、それぞれに対応する入札書、入札附属書を使用すること。なお、卸供給制度の利用の可否については、提出された入札書、入札附属書を持って判断することとし、開札後においても、卸供給制度の利用の変更は認めない。

卸供給契約の利用を希望する場合には入札書（指定様式）（様式1）と入札附属書（様式3）を使用し、卸供給契約の利用を希望しない場合には入札書（指定様式）（様式2）と入札附属書（様式4）を使用するものとする。

イ 入札書は、本市所定の用紙によること。

ウ 入札書（指定様式）の記載項目

(ア) 入札書第何回

(イ) 年月日「平成 年 月 日」（提出日を記入すること。）

(ロ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）

(ハ) 入札金額（参考 予定総額）及び入札金額を予定余剰電力量で割った額

(ニ) 電力量料金単価（予定余剰電力量に対する契約希望単価）

(ホ) 「消費税法第9条第1項の適用について」は、該当の数字を○印で囲むこと。

(ヘ) 記載するに当たって、次の点に注意すること。

1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。

2 入札金額の訂正は認めない。

3 本入札書に記載する入札金額（参考 予定総額）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札附属書により見積もった1年間の電力量料金合計金額を記載すること。

4 卸供給制度の利用を希望する場合、卸供給制度に係る再生可能エネルギー余剰電力量の単価には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第2項の規定に基づき認定された調達価格17.00円/kWhを含まないものとし、区分ごとに0.00円/kWh以上の単価を記載すること。

5 非再生可能エネルギー余剰電力量の単価には、区分ごとに0.00円/kWhを超える単価を記載すること。

エ 入札附属書の記載項目

仕様書に示した予定余剰電力量に対して、予定余剰電力量の契約希望単価を記載すること。ただし、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」の様式に積算の内訳を記載できない場合は、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」

を見本に、入札金額（参考 予定総額）の積算の内訳を任意様式（用紙はA4サイズ（定型）とし、2ページ以上に及ぶ場合には袋とじのうえ、割印をすること。）に記載して提出すること。

なお、入札附属書の積算に誤りがある場合、入札附属書が入札書記載金額と対応していない（金額が一致していない）場合、提出された入札書と入札附属書において卸供給制度の利用についての整合がとれていない場合及び非再生可能エネルギー余剰電力量の単価に0.00円/kWh以下の記載がされている場合は、無効とする。

(7) 標題「入札附属書（入札書積算内訳 第何回）」

(イ) 年月日「平成 年 月 日」（提出日を記入すること。）

(ロ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）

(ハ) 予定余剰電力量に対する電力量料金の各月ごとの契約希望単価（複数設定可能。）、金額及び積算方法

(ニ) 1年間の電力量料金合計金額（予定総額）

(註) 記載するに当たって、次の点に注意すること。

- 1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。
- 2 電力量料金の単価には、1円未満の端数を含むことができる。ただし、各月の電力量料金及び1年間の予定総額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入すること。
- 3 別紙入札附属書に示した予定余剰電力量は、供給月の日量を集計したものである。
- 4 電力量料金の単価、各月の電力量料金及び1年間の予定総額に消費税及び地方消費税相当額は含まない。

(4) 入札書及び入札附属書の提出方法等

ア 入札書及び入札附属書を直接提出する場合は、入札書及び入札附属書を同一の封筒に入れ封印し、かつ、封皮に商号（名称）及び「平成31年2月13日午前 9時00分開札（広島市中工場で発生する余剰電力）の第1回目入札書在中」の旨を記載し、前記2（契約担当部局）に入札書の提出期限（前記9(2)）までに提出しなければならない。

なお、開札日には、第1回目の入札で落札者がいない場合は続けて入札を行うため、第2回目、第3回目の入札書及び入札附属書を準備しておくことをおすすめします。また、開札に立ち会わない場合は、入札回数に相応する入札書及び入札附属書を同封して提出すること。（別添「入札書等の提出について」参照）

イ 入札書及び入札附属書を郵便（配達証明付書留郵便に限る。）により提出する場合は、入札回数は3回を限度とするので、入札回数に相応する3通の入札書及び入札附属書を作成し、3通それぞれ封筒に入れて封印し、その封皮には入札者の商号（名称）を記載し、「平成31年2月13日午前 9時00分開札（広島市中工場で発生する余剰電力）の入札書第何回目在中」と朱書すること。これらを封筒に入れて二重封筒とし、表面に「平成31年2月13日午前 9時00分開札（広島市中工場で発生する余剰電力）の入札書在中」と朱書し、親展により前記2（契約担当部局）あて入札書の提出期限（前記9(2)）までに必着させなければならない。（別添「入札書等の提出について」参照）

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札書等の提出後は、入札（開札）日時前であっても、提出された入札書などの引換え、差替え又は撤回等は認めない。

(5) 無効の入札書

次に掲げる入札は，無効とする。

- ア 本件に係る入札公告及び入札説明書に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び開札日時以後，落札決定までの間に前記4(4)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け，又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札
- イ 一般競争入札参加資格申請書に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 入札金額を訂正したもの
- エ 再度入札を実施する場合において，初度入札（無効となった入札を除く。）の最高価格以下の価格でした入札
- オ その他広島市契約規則第8条各号のいずれかに該当する入札

(6) 代理人による入札

- ア 代理人が入札する場合には，別添の様式による委任状を入札時まで提出すること。
- イ 入札者又はその代理人は，本件売却に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(7) 入札回数

3回を限度とする。

(8) 入札の中止等

本件入札に関して，天変地異があった場合，郵便による事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など，入札を公正に執行することができないと判断されるときは，入札の執行を延期又は中止することがある。

また，開札後においても発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

(9) 入札方法

- ア 入札書の入札金額は，入札附属書により見積もった1年間の予定総額を記載すること。
- イ 入札書には，入札附属書に記載した契約希望金額の単価を記入すること。
- ウ 落札の決定に当たっては，総価により行う。

(10) 契約方法

契約は，入札書に記載された電力量料金単価（当該金額に1円未満の端数を含むことができる。）で行う。

10 開札

(1) 開札の日時及び場所

平成31年2月13日（水） 午前 9時00分

広島市環境局施設部中工場6階会議室

(2) 開札

- ア 入札参加者は，開札に立ち会うこと（立ち会うことができる者は，1名とする。）。立ち会うことができない場合は，開札時刻までに前記2（契約担当部局）に連絡すること。入札参加者が立ち会わない場合，入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- イ 入札参加者は，開札時刻後においては，開札場所に入場することはできない。

ウ 入札参加者は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ「競争参加資格を証明する書類（資格審査結果通知書の写し）」及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札参加者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場所から退場することができない。

オ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格以上の価格の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

ア 本件公告に示した売却内容等を履行できると本市が判断した入札者であって、予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、開札後直ちに、くじ引きにより落札者を決定する。なお、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。

ウ 他の入札書に記載された価格よりも異常に高い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

11 その他

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額（契約金額が単価となる場合は、契約期間に係る総支払予定金額）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるものに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市長を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記2（契約担当部局）に提出したとき。なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

(3) 契約手続における交渉の有無

無

(4) 契約書の作成等

ア 落札者は、落札決定した日から5日以内の日（最終日が、市の休日に当たるときは、最終日後において、最終日にもっとも近い市の休日でない日）に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アの日（最終日）に契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市競争入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、予定総額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（予定総額の100分の5）を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本市及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は本市が交付する。

オ 本契約は、本市が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。

(5) 契約条項

別紙契約書（案）のとおり。

(6) 特約事項

本市は当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。